

令和6年第2回杉戸町国民健康保険運営協議会次第

日時 令和6年5月2日(火)

午後1時30分～

会場 杉戸町役場

第一庁舎3階会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 町長あいさつ

4 議事

議題第1号

令和6年度杉戸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(案)について

議題第2号

国民健康保険税率・税額の見直しについて

議題第3号

多子世帯減免制度の終了について

報告第1号

杉戸町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

報告第2号

赤字削減・解消計画書について

5 その他

(1) 令和6年度埼玉県国民健康保険に係る標準保険税率について

(2) 埼玉県国民健康保険運営方針(第3期)の一部差替えについて

6 閉会

議題第1号

令和6年度杉戸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(案)について

令和6年5月2日提出

杉戸町長 窪田 裕之

令和6年度国民健康保険特別会計補正予算(第1号) (案)

1. 歳入歳出補正予算

歳入

区分	予算現額	補正額(1号)		補正後の予算額
	A (千円)	B (千円)		
1 国民健康保険税	745,209			745,209
2 県支出金	3,597,117	① 5,884		3,603,001
3 繰入金	434,208			434,208
4 繰越金	30,000			30,000
5 諸収入	4,570			4,570
合計	4,811,104	5,884		4,816,988

歳出

区分	予算現額	補正額(1号)		補正後の予算額
	A (千円)	B (千円)		
1 総務費	24,569	② 5,884		30,453
2 保険給付費	3,528,460			3,528,460
3 国民健康保険事業費 納付金	1,183,530			1,183,530
4 保健事業費	64,291			64,291
5 基金積立金	1			1
6 公債費	1			1
7 諸支出金	5,252			5,252
9 予備費	5,000			5,000
合計	4,811,104	5,884		4,816,988

2. 歳入歳出補正予算額の主な理由

【歳入】

①特別調整交付金分(市町村分)追加分 5,884千円

【歳出】

②【内訳】

- ・通信運搬費(郵送料)追加分 1,890千円
- ・電算処理業務委託料追加分 1,470千円
- ・国民健康保険資格システム改修業務委託料 2,524千円

議題第2号

国民健康保険税率・税額の見直しについて

令和6年5月2日提出

杉戸町長 窪田 裕之

議題第2号 国民健康保険税率・税額の見直しについて【資料】

1 埼玉県の保険税水準の統一の進め方

埼玉県では、保険税水準の統一に際して、次の3段階に分けて進められています。

①納付金ベースの統一

統一基準により、市町村ごとの納付金を算定しています。(令和6年度から実施)

②準統一

令和9年度から収納率格差以外の項目を統一することとします。

準統一にあたっては、全ての市町村が市町村標準保険税率どおり賦課することとします。(運営方針25ページ)

③完全統一

令和12年度の完全統一(県内の標準保険税率の統一)を目指します。

2 杉戸町の税率と令和6年度埼玉県国民健康保険に係る標準保険税率との対比

	所得割			均等割		
	杉戸町	標準保険税率	比較 (杉戸町-標準税率)	杉戸町	標準保険税率	比較 (杉戸町-標準税率)
医療分	6.6%	6.85%	△0.25%	30,000円	40,649円	△10,649円
後期高齢者支援金分	2.6%	2.82%	△0.22%	10,000円	16,313円	△6,313円
介護納付金分	2.7%	2.37%	+0.33%	12,000円	16,776円	△4,776円

3 令和7年度の税率・税額の(案)について

案1 令和7年度から標準保険税率・税額に改定する。

		令和6年度	令和7年度		令和8年度		令和9年度	
				増加額等		増加額等		増加額等
医療分	所得割	6.60%	6.85%	+0.25%	6.85%	±0%	6.85%	±0%
	均等割	30,000円	40,649円	+10,649円	40,649円	±0円	40,649円	±0円
後期高齢者 支援金等分	所得割	2.60%	2.82%	+0.22%	2.82%	±0%	2.82%	±0%
	均等割	10,000円	16,313円	+6,313円	16,313円	±0円	16,313円	±0円
介護納付金分	所得割	2.70%	2.37%	△0.33%	2.37%	±0%	2.37%	±0%
	均等割	12,000円	16,776円	+4,776円	16,776円	±0円	16,776円	±0円

※各年度の所得割の増加額等については、パーセントポイントを指します。

案2 令和9年度の準統一に向け、令和7年度と令和9年度の2回で改定する。

(当面の間、一般会計からの補てんが必要となります。)

		令和6年度	令和7年度		令和8年度		令和9年度	
				増加額等		増加額等		増加額等
医療分	所得割	6.60%	6.70%	+0.1%	6.70%	±0%	6.85%	+0.15%
	均等割	30,000円	36,000円	+6,000円	36,000円	±0円	40,649円	+4,649円
後期高齢者 支援金等分	所得割	2.60%	2.70%	+0.1%	2.70%	±0%	2.82%	+0.12%
	均等割	10,000円	14,000円	+4,000円	14,000円	±0円	16,313円	+2,313円
介護納付金分	所得割	2.70%	2.40%	△0.3%	2.40%	±0%	2.37%	△0.03%
	均等割	12,000円	15,000円	+3,000円	15,000円	±0円	16,776円	+1,776円

※各年度の所得割の増加額等については、パーセントポイントを指します。

案3 令和9年度の準統一に向け、令和7年度、令和8年度、令和9年度と毎年度改定する。

(当面の間、一般会計からの補てんが必要となります。)

		令和6年度	令和7年度		令和8年度		令和9年度	
				増加額等		増加額等		増加額等
医療分	所得割	6.60%	6.70%	+0.1%	6.80%	+0.1%	6.85%	+0.15%
	均等割	30,000円	34,000円	+4,000円	38,000円	+4,000円	40,649円	+2,649円
後期高齢者 支援金等分	所得割	2.60%	2.70%	+0.1%	2.80%	+0.1%	2.82%	+0.02%
	均等割	10,000円	12,000円	+2,000円	14,000円	+2,000円	16,313円	+2,313円
介護納付金分	所得割	2.70%	2.40%	△0.3%	2.40%	±0%	2.37%	△0.03%
	均等割	12,000円	14,000円	+2,000円	16,000円	+2,000円	16,776円	+776円

※各年度の所得割の増加額等については、パーセントポイントを指します。

4 モデルケースでの影響額について

案1 令和7年度から標準保険税率・税額に改定する場合

① 1人世帯

【世帯主(70歳)年金収入100万円の場合】

現行(令和6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度
保険税 12,000円	16,900円	16,900円	16,900円
前年度との差	4,900円	0円	0円
一月当たり	408円	0円	0円

※均等割額7割軽減

② 2人世帯

【世帯主(20代)給与収入200万円、妻(20代)収入なしの場合】

現行(令和6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度
保険税 145,800円	177,100円	177,100円	177,100円
前年度との差	31,300円	0円	0円
一月当たり	2,608円	0円	0円

※均等割額2割軽減

③ 4人世帯

【世帯主(40代)給与収入300万円、妻(40代)給与収入100万円、子2人(10代)所得なし】の場合

現行(令和6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度
保険税 338,600円	402,800円	402,800円	402,800円
前年度との差	64,200円	0円	0円
一月当たり	5,350円	0円	0円

※均等割額2割軽減

案3 令和7年度、令和8年度、令和9年度と毎年度改定する場合

① 1人世帯

【世帯主(70歳)年金収入100万円の場合】

現行(令和6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度
保険税 12,000円	13,800円	15,600円	16,900円
前年度との差	1,800円	1,800円	1,300円
一月当たり	150円	150円	108円

※均等割額7割軽減

② 2人世帯

【世帯主(20代)給与収入200万円、妻(20代)収入なしの場合】

現行(令和6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度
保険税 145,800円	157,200円	168,600円	177,100円
前年度との差	11,400円	11,400円	8,500円
一月当たり	950円	950円	708円

※均等割額2割軽減

③ 4人世帯

【世帯主(40代)給与収入300万円、妻(40代)給与収入100万円、子2人(10代)所得なし】の場合

現行(令和6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度
保険税 338,600円	359,400円	385,000円	402,800円
前年度との差	20,800円	25,600円	17,800円
一月当たり	1,733円	2,133円	1,483円

※均等割額2割軽減

案2 令和7年度と令和9年度の2回で改定する場合

① 1人世帯

【世帯主(70歳)年金収入100万円の場合】

現行(令和6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度
保険税 12,000円	15,000円	15,000円	16,900円
前年度との差	3,000円	0円	1,900円
一月当たり	250円	0円	158円

※均等割額7割軽減

② 2人世帯

【世帯主(20代)給与収入200万円、妻(20代)収入なしの場合】

現行(令和6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度
保険税 145,800円	163,600円	163,600円	177,100円
前年度との差	17,800円	0円	13,500円
一月当たり	1,483円	0円	1,125円

※均等割額2割軽減

③ 4人世帯

【世帯主(40代)給与収入300万円、妻(40代)給与収入100万円、子2人(10代)所得なし】の場合

現行(令和6年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度
保険税 338,600円	373,800円	373,800円	402,800円
前年度との差	35,200円	0円	29,000円
一月当たり	2,933円	0円	2,417円

※均等割額2割軽減

(4) 埼玉県内の国民健康保険税率・税額の状況(令和5年度)

区 分	医療分(基礎課税額分)				後期高齢者支援金等課税額分				介護納付金課税額分			
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
	(%)	(%)	(円)	(円)	(%)	(%)	(円)	(円)	(%)	(%)	(円)	(円)
川越市	7.35	0.00	27,500	0	2.40	0.00	9,400	0	2.00	0.00	12,300	0
熊谷市	6.90	0.00	28,500	0	2.20	0.00	13,000	0	1.70	0.00	12,500	0
川口市	7.45	0.00	28,000	0	2.50	0.00	9,000	0	1.30	0.00	13,000	0
行田市	7.20	0.00	24,000	0	2.20	0.00	9,000	0	1.60	0.00	10,000	0
秩父市	6.00	15.00	18,000	10,000	2.10	0.00	10,000	0	1.80	0.00	10,000	0
所沢市	7.20	15.00	14,300	16,000	2.60	0.00	11,000	0	1.50	0.00	11,000	0
飯能市	6.80	10.00	17,000	5,000	2.40	0.00	14,000	0	2.00	0.00	14,000	0
加須市	7.50	0.00	27,700	0	2.30	0.00	10,500	0	2.40	0.00	11,000	0
本庄市	6.90	20.00	19,500	16,000	2.90	0.00	9,900	0	2.70	0.00	12,400	0
東松山市	7.30	0.00	22,800	0	2.40	0.00	12,000	0	2.00	0.00	13,200	0
春日部市	6.80	0.00	31,900	0	2.05	0.00	12,200	0	1.50	0.00	11,700	0
狭山市	6.49	20.00	16,700	10,000	2.43	0.00	10,700	0	2.69	0.00	12,700	0
羽生市	7.20	0.00	25,500	0	2.70	0.00	14,000	0	2.00	0.00	14,000	0
鴻巣市	6.90	0.00	27,000	0	2.30	0.00	13,000	0	2.20	0.00	16,000	0
深谷市	6.40	27.00	19,000	13,000	2.60	0.00	10,300	0	1.60	0.00	11,500	0
上尾市	6.80	0.00	28,000	0	2.00	0.00	11,000	0	2.10	0.00	15,000	0
草加市	7.30	0.00	27,000	0	2.30	0.00	7,800	0	1.80	0.00	9,800	0
越谷市	7.80	0.00	29,000	0	2.45	0.00	10,500	0	2.20	0.00	11,500	0
蕨市	6.40	20.00	21,000	6,000	2.00	0.00	12,000	0	1.30	0.00	11,000	0
戸田市	8.00	0.00	31,800	0	1.60	0.00	9,500	0	1.42	0.00	12,500	0
入間市	7.40	10.00	20,000	3,000	2.40	0.00	10,000	0	1.60	0.00	13,000	0
朝霞市	7.70	33.00	12,000	14,000	2.00	0.00	9,000	0	1.70	0.00	9,000	0
志木市	7.00	13.00	18,500	7,000	2.10	0.00	9,000	0	1.50	0.00	10,500	0
和光市	7.20	12.00	18,000	18,000	2.20	0.00	9,000	0	1.70	0.00	9,000	0
新座市	7.00	5.00	27,000	1,000	1.85	0.00	12,000	0	1.88	0.00	14,000	0
桶川市	7.20	0.00	26,400	0	2.20	0.00	9,900	0	1.80	0.00	12,000	0
久喜市	6.86	0.00	33,200	0	2.34	0.00	12,300	0	2.31	0.00	13,600	0
北本市	7.30	0.00	29,900	0	2.90	0.00	10,200	0	2.20	0.00	14,700	0
八潮市	7.80	0.00	28,000	0	2.20	0.00	13,000	0	2.60	0.00	13,000	0
富士見市	6.95	0.00	28,300	0	2.10	0.00	9,000	0	1.60	0.00	12,600	0
ふじみ野市	7.56	0.00	30,800	0	2.18	0.00	11,800	0	2.14	0.00	13,700	0

区 分	医療分（基礎課税額分）				後期高齢者支援金等課税額分				介護納付金課税額分			
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
	(%)	(%)	(円)	(円)	(%)	(%)	(円)	(円)	(%)	(%)	(円)	(円)
三郷市	6.90	0.00	28,000	0	1.90	0.00	8,000	0	1.60	0.00	10,000	0
蓮田市	7.15	0.00	23,700	0	2.35	0.00	8,100	0	1.50	0.00	11,400	0
伊奈町	7.60	0.00	22,800	0	2.30	0.00	8,800	0	1.60	0.00	10,800	0
三芳町	7.00	0.00	33,000	0	2.40	0.00	9,000	0	1.50	0.00	11,000	0
坂戸市	7.80	0.00	24,500	0	1.70	0.00	4,500	0	1.40	0.00	10,000	0
毛呂山町	7.00	0.00	32,000	0	2.50	0.00	10,000	0	2.20	0.00	10,000	0
越生町	7.40	0.00	30,800	0	2.00	0.00	11,100	0	1.90	0.00	14,800	0
鶴ヶ島市	7.40	0.00	21,000	0	1.60	0.00	11,000	0	1.50	0.00	11,000	0
日高市	6.80	0.00	24,000	0	2.50	0.00	9,500	0	1.80	0.00	14,000	0
滑川町	7.00	0.00	26,000	0	2.20	0.00	12,000	0	1.90	0.00	13,000	0
嵐山町	7.00	0.00	27,000	0	2.20	0.00	12,000	0	1.80	0.00	13,000	0
小川町	5.60	0.00	23,600	0	2.30	0.00	13,000	0	1.80	0.00	13,200	0
ときがわ町	6.30	0.00	30,000	0	1.40	0.00	11,000	0	1.30	0.00	12,000	0
川島町	5.70	0.00	27,800	0	2.40	0.00	13,500	0	1.90	0.00	14,000	0
吉見町	6.80	0.00	21,500	0	2.50	0.00	12,500	0	2.00	0.00	12,000	0
鳩山町	6.80	0.00	30,000	0	1.60	0.00	12,000	0	1.40	0.00	14,000	0
横瀬町	5.50	35.00	11,500	13,000	1.40	0.00	8,800	0	1.10	0.00	7,000	0
皆野町	5.50	40.00	10,000	14,000	1.10	0.00	7,200	0	1.10	0.00	7,200	0
長瀨町	5.50	25.00	14,800	8,000	1.50	0.00	8,200	0	1.40	0.00	8,200	0
小鹿野町	5.40	38.00	11,000	13,100	1.40	0.00	5,500	0	1.00	0.00	7,200	0
東秩父村	3.80	0.00	21,000	0	2.20	0.00	12,000	0	2.00	0.00	15,000	0
美里町	6.80	10.00	33,000	6,000	2.00	0.00	10,000	0	1.60	0.00	13,000	0
神川町	6.30	15.00	25,000	8,000	2.40	0.00	10,000	0	2.30	0.00	15,000	0
上里町	6.30	0.00	29,000	7,000	2.10	0.00	10,000	0	1.77	0.00	12,000	0
寄居町	6.75	25.00	20,000	12,000	2.15	0.00	12,000	0	2.00	0.00	11,000	0
宮代町	6.98	0.00	32,000	0	2.09	0.00	11,400	0	2.10	0.00	14,600	0
白岡市	7.04	0.00	23,700	0	2.29	0.00	14,100	0	2.13	0.00	14,700	0
幸手市	7.40	0.00	27,500	0	2.10	0.00	11,800	0	1.60	0.00	10,400	0
杉戸町	6.60	0.00	30,000	0	2.60	0.00	10,000	0	2.70	0.00	12,000	0
松伏町	7.80	0.00	31,200	0	2.00	0.00	6,600	0	1.60	0.00	12,300	0
吉川市	6.60	0.00	33,000	0	2.10	0.00	9,000	0	1.80	0.00	13,000	0
さいたま市	7.01	0.00	32,800	0	2.60	0.00	10,800	0	2.24	0.00	12,000	0
市町村平均	6.86	6.16	24,881	3,176	2.17	0.00	10,435	0	1.82	0.00	12,048	0

議題第3号

多子世帯減免制度の終了について

令和6年5月2日提出

杉戸町長 窪田 裕之

議題第3号 多子世帯減免制度の終了について【資料】

1 多子世帯減免制度について

同一世帯内に18歳未満（年度内に18歳になる人を含む）の被保険者が3人以上いる世帯の場合、申請により3人目以降の均等割を減免する制度です。

・減免額（一人当たり）

区分	均等割額
医療分（基礎課税額分）	30,000円
後期高齢者支援金等課税額分	10,000円
計	40,000円

※低所得者の負担軽減措置及び未就学児軽減に係る軽減の適用を受ける場合は、軽減後の均等割額となります。

2 減免制度の終了時期

令和7年3月31日をもって終了します。

3 減免制度を終了する理由

・厚生労働省保険局国民健康保険課からの令和4年7月25日付け事務連絡「未就学児の均等割保険料（税）の軽減措置に係る考え方について」により、決算補填等目的の一般会計繰入と位置付けられているため

・令和4年4月1日より未就学児の均等割保険税の軽減措置（5割軽減）により子育て世帯への負担の軽減が図られているため

報告第1号

杉戸町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

令和6年5月2日提出

杉戸町長 窪田裕之

専第4号

専決処分書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分する。

記

杉戸町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第136号）の施行に伴い、令和6年4月1日から杉戸町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、同条例の改正について町議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年3月30日

杉戸町長 窪田裕之

杉戸町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(杉戸町国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 杉戸町国民健康保険税条例(昭和34年杉戸町条例第13号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改める。

(杉戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 杉戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(令和5年杉戸町条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書及び第23条第1項の改正規定中「22万円」を「24万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の杉戸町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第1条 杉戸町国民健康保険税条例の一部改正 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第21条及び第22条 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定す</p>	<p>第1条～第21条及び第22条 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定す</p>

る総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～ウ（略）

2・3（略）

第23条の2～第28条（略）

附則

1～14（略）

る総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～ウ（略）

2・3（略）

第23条の2～第28条（略）

附則

1～14（略）

第2条 杉戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正 新旧対照表

改正案	現行
<p>杉戸町国民健康保険税条例（昭和34年杉戸町条例第13号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第3項ただし書中「20万円」を「<u>24万円</u>」に改める。</p> <p>第23条第1項中「20万円」を「<u>24万円</u>」に改め、同条に次の1項を加える。</p> <p>（略）</p> <p>附 則</p> <p>1～3 （略）</p>	<p>杉戸町国民健康保険税条例（昭和34年杉戸町条例第13号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第3項ただし書中「20万円」を「<u>22万円</u>」に改める。</p> <p>第23条第1項中「20万円」を「<u>22万円</u>」に改め、同条に次の1項を加える。</p> <p>（略）</p> <p>附 則</p> <p>1～3 （略）</p>

杉戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 概要

1 専決処分の理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第136号）の施行（令和6年4月1日）に伴い、杉戸町国民健康保険税条例等の一部を改正する必要があり、特に緊急を要するため、町議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月30日付で専決処分したものの。

2 改正内容

(1) 杉戸町国民健康保険税条例（昭和34年杉戸町条例第13号）の改正

国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗すべき金額を、現行の29万円から29万5千円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗すべき金額を、現行の53万5千円から54万5千円にそれぞれ引き上げ、低所得者の保険税軽減措置を拡充するものです。

5割軽減の拡大（軽減対象となる所得基準額の引き上げ）	
改正前	所得基準額
	$43万円 + 29万円 \times \text{被保険者数} + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
改正後	所得基準額
	$43万円 + 29万5,000円 \times \text{被保険者数} + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$

2割軽減の拡大（軽減対象となる所得基準額の引き上げ）	
改正前	所得基準額
	$43万円 + 53万5,000円 \times \text{被保険者数} + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
改正後	所得基準額
	$43万円 + 54万5,000円 \times \text{被保険者数} + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$

(2) 杉戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和5年杉戸町条例第28号）の改正

国民健康保険税の課税限度額について、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を2万円引き上げるものです。

区分	改正前	改正後	比較
基礎課税額（医療分）	65万円	65万円	±0万円
後期高齢者支援金等課税額	<u>22万円</u>	<u>24万円</u>	+2万円
介護納付金課税額	17万円	17万円	±0万円
合計	<u>104万円</u>	<u>106万円</u>	+2万円

3 施行期日

(1) 杉戸町国民健康保険税条例の改正 令和6年4月1日

(2) 杉戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正 公布の日

4 経過措置等

改正後の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第2号

赤字削減・解消計画書について

令和6年5月2日提出

杉戸町長 窪田 裕之

赤字削減・解消計画書(市町村)

(令和6年度から 7年度まで 2カ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
埼玉県	00110908	杉戸町

① 赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	令和4年度		赤字の原因					
	法定外繰入金 ※1	2,088	千円	地方単独の保険料(税)の軽減額 ・町条例による減免(満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者が3人以上いる世帯の納税義務者に対する減免)					
	繰上充用金の新規増加分 ※2	—	千円						
	赤字額(合計)	2,088	千円						
② 赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針			赤字削減・解消のための具体的取組内容					
	令和4年7月25日付けで厚生労働省保険局国民健康保険課から発出された「未就学児の均等割保険料(税)の軽減措置に係る考え方」に沿って、第3子に対する軽減措置を令和6年度末で終了する。			国民健康保険税率(額)の改正に併せ、軽減措置を終了し、2,088千円の赤字を解消する。					
	年度別の赤字削減予定額(率) ※3	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計
		年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	年度	年度	年度	
		法定外繰入の削減予定額(率)	0 千円(%)	2,088 千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	2,088 千円(%)
		繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	0 千円(%)
合計赤字削減予定額(率)		0 千円(%)	2,088 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	2,088 千円(%)	

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の小計額と一致していること。

※2 当該年度の繰上充用(当年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。

※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり赤字削減・解消計画書を提出します。

令和6年2月14日

(あて先)

埼玉県知事 大野元裕 様

保険者名 杉戸町

代表者職氏名

杉戸町長 窪田裕之

印

令和6年度 埼玉県国民健康保険に係る標準保険税率

○ 標準保険税率の種類

種類	概要
1 都道府県標準保険税率	全国統一の算定方式による当該都道府県の保険税率の標準的な水準を表すもの (各都道府県で1つ算定)
2 市町村標準保険税率	都道府県内統一の算定方式による市町村ごとの保険税率の標準的な水準を表すもの (市町村ごとに算定)
3 各市町村の算定方式による市町村標準保険税率	各市町村の算定方式に基づく保険税率で、各市町村が直接参考にするもの (市町村ごとに算定)

○ 留意事項

- ・ 標準保険税率は統一の算定ルールに基づき県が算定した理論上の数値です。
- ・ 令和6年度の保険税率は、県が示す標準保険税率を参考に独自財源の活用や独自の予定収納率などの個別の状況を踏まえて各市町村が決定します。
- ・ そのため、標準保険税率がそのまま各市町村の保険税率となるものではありません。

令和6年度 埼玉県国民健康保険に係る標準保険税率

1 都道府県標準保険税率

	医療分		後期高齢者支援金等分		介護納付金分	
	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)
埼玉県	7.14	42,364	2.85	16,479	2.38	16,890

2 市町村標準保険税率

市町村名	医療分				後期高齢者支援金等分				介護納付金分			
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
川越市	7.10	-	42,123	-	2.87	-	16,573	-	2.38	-	16,835	-
熊谷市	7.29	-	43,262	-	2.79	-	16,110	-	2.34	-	16,569	-
川口市	6.96	-	41,291	-	2.88	-	16,625	-	2.45	-	17,331	-
行田市	7.14	-	42,332	-	2.91	-	16,815	-	2.43	-	17,224	-
秩父市	7.30	-	43,317	-	2.84	-	16,423	-	2.39	-	16,894	-
所沢市	6.96	-	41,310	-	2.81	-	16,235	-	2.41	-	17,047	-
飯能市	6.84	-	40,570	-	2.80	-	16,182	-	2.32	-	16,458	-
加須市	6.77	-	40,188	-	2.85	-	16,456	-	2.32	-	16,402	-
本庄市	7.26	-	43,054	-	2.83	-	16,372	-	2.33	-	16,534	-
東松山市	7.24	-	42,923	-	2.80	-	16,199	-	2.32	-	16,440	-
春日部市	7.42	-	44,046	-	2.88	-	16,642	-	2.43	-	17,199	-
狭山市	7.15	-	42,444	-	2.79	-	16,152	-	2.35	-	16,660	-
羽生市	7.17	-	42,544	-	2.79	-	16,141	-	2.32	-	16,441	-
鴻巣市	6.92	-	41,082	-	2.76	-	15,947	-	2.30	-	16,285	-
深谷市	6.84	-	40,560	-	2.82	-	16,289	-	2.36	-	16,868	-
上尾市	7.25	-	42,989	-	2.85	-	16,470	-	2.37	-	16,796	-
草加市	7.36	-	43,677	-	2.92	-	16,888	-	2.44	-	17,286	-
越谷市	7.45	-	44,183	-	2.76	-	15,960	-	2.33	-	16,506	-
蕨市	7.03	-	41,723	-	2.89	-	16,728	-	2.46	-	17,430	-
戸田市	7.28	-	43,045	-	2.98	-	17,241	-	2.48	-	17,597	-
入間市	6.89	-	40,874	-	2.83	-	16,386	-	2.35	-	16,653	-
朝霞市	7.25	-	42,998	-	2.92	-	16,901	-	2.42	-	17,164	-
志木市	7.84	-	46,500	-	2.88	-	16,657	-	2.41	-	17,097	-
和光市	7.76	-	46,042	-	2.92	-	16,865	-	2.44	-	17,315	-
新座市	7.41	-	43,934	-	2.88	-	16,656	-	2.38	-	16,847	-
桶川市	7.33	-	43,477	-	2.85	-	16,464	-	2.34	-	16,607	-
久喜市	7.17	-	42,522	-	2.87	-	16,564	-	2.34	-	16,588	-
北本市	7.14	-	42,362	-	2.84	-	16,422	-	2.34	-	16,560	-
八潮市	7.20	-	42,729	-	2.85	-	16,475	-	2.36	-	16,713	-
富士見市	7.25	-	43,023	-	2.85	-	16,493	-	2.38	-	16,867	-
ふじみ野市	6.89	-	40,865	-	2.87	-	16,584	-	2.38	-	16,831	-
三郷市	7.60	-	45,107	-	2.94	-	16,977	-	2.44	-	17,311	-
蓮田市	7.39	-	43,816	-	2.87	-	16,603	-	2.40	-	16,994	-
伊奈町	7.23	-	42,871	-	2.83	-	16,377	-	2.37	-	16,804	-
三芳町	7.19	-	42,676	-	2.81	-	16,228	-	2.37	-	16,796	-
坂戸市	7.05	-	41,802	-	2.94	-	17,020	-	2.40	-	16,979	-
毛呂山町	6.75	-	40,030	-	2.85	-	16,485	-	2.38	-	16,863	-
越生町	6.77	-	40,161	-	2.83	-	16,347	-	2.34	-	16,567	-
鶴ヶ島市	7.12	-	42,263	-	2.84	-	16,436	-	2.37	-	16,756	-
日高市	7.16	-	42,459	-	2.80	-	16,178	-	2.31	-	16,380	-
滑川町	6.96	-	41,292	-	2.79	-	16,117	-	2.32	-	16,443	-
嵐山町	7.27	-	43,108	-	2.79	-	16,133	-	1.69	-	11,970	-
小川町	6.94	-	41,190	-	2.73	-	15,803	-	2.27	-	16,098	-
ときがわ町	6.83	-	40,517	-	2.82	-	16,331	-	2.34	-	16,595	-
川島町	7.01	-	41,572	-	2.76	-	16,965	-	2.30	-	16,280	-
吉見町	7.19	-	42,636	-	2.76	-	16,979	-	2.31	-	16,380	-
鳩山町	6.91	-	40,997	-	2.83	-	16,373	-	2.32	-	16,431	-
横瀬町	6.85	-	40,661	-	2.83	-	16,384	-	2.37	-	16,793	-
菅野町	6.94	-	41,199	-	2.87	-	16,577	-	2.38	-	16,879	-
長瀬町	6.85	-	40,841	-	2.82	-	16,276	-	2.34	-	16,593	-
小鹿野町	6.81	-	40,390	-	2.85	-	16,451	-	2.37	-	16,781	-
東秩父村	6.35	-	37,653	-	2.73	-	15,785	-	2.24	-	15,870	-
美里町	6.76	-	40,133	-	2.80	-	16,167	-	2.34	-	16,551	-
神川町	6.41	-	38,046	-	2.81	-	16,221	-	2.39	-	16,907	-
上里町	6.93	-	41,117	-	2.83	-	16,360	-	2.36	-	16,702	-
寄居町	6.56	-	38,947	-	2.75	-	15,894	-	2.29	-	16,226	-
宮代町	7.64	-	45,313	-	2.84	-	16,402	-	2.33	-	16,505	-
白岡市	7.37	-	43,730	-	2.80	-	16,165	-	2.32	-	16,403	-
幸手市	7.46	-	44,257	-	2.83	-	16,347	-	2.40	-	16,975	-
杉戸町	6.85	-	40,649	-	2.82	-	16,313	-	2.37	-	16,776	-
松伏町	7.03	-	41,720	-	2.86	-	16,513	-	2.36	-	16,743	-
吉川市	6.94	-	41,175	-	2.85	-	16,456	-	2.35	-	16,612	-
さいたま市	7.05	-	41,828	-	2.86	-	16,516	-	2.39	-	16,925	-

令和6年度 埼玉県国民健康保険に係る標準保険税率

3 各市町村の算定方式による市町村標準保険税率

市町村名	医療分				後期高齢者支援金等分				介護納付金分			
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
川越市	8.75	—	29,447	—	3.40	—	11,950	—	2.63	—	13,879	—
熊谷市	8.78	—	32,700	—	2.74	—	15,486	—	2.32	—	15,950	—
川口市	8.58	—	26,845	—	3.53	—	10,426	—	2.18	—	17,534	—
行田市	10.05	—	23,981	—	3.75	—	11,015	—	2.98	—	12,432	—
秩父市	7.79	37.90	13,324	21,863	3.33	—	12,662	—	2.52	—	15,693	—
所沢市	8.15	16.73	14,281	16,196	3.20	—	11,951	—	2.38	—	15,394	—
飯能市	8.52	—	27,611	—	2.72	—	15,452	—	2.38	—	14,960	—
加須市	9.20	—	24,964	—	3.27	—	13,136	—	2.86	—	12,079	—
本庄市	8.12	21.16	20,423	16,621	3.70	—	11,056	—	3.22	—	11,556	—
東松山市	9.81	—	26,090	—	3.14	—	13,343	—	2.72	—	13,209	—
春日部市	7.95	—	38,037	—	2.69	—	16,343	—	2.27	—	16,907	—
狭山市	8.02	20.36	20,301	12,163	3.06	—	13,373	—	3.01	—	12,545	—
羽生市	8.70	—	32,130	—	2.84	—	15,304	—	2.29	—	15,552	—
鴻巣市	7.90	—	33,228	—	2.61	—	15,842	—	2.21	—	16,812	—
深谷市	7.74	32.71	12,187	17,509	3.71	—	10,435	—	2.43	—	14,986	—
上尾市	8.19	—	33,292	—	2.81	—	15,121	—	2.48	—	15,351	—
草加市	8.37	—	35,229	—	3.33	—	12,884	—	2.67	—	14,242	—
越谷市	8.86	—	33,144	—	3.03	—	13,115	—	2.73	—	13,136	—
蕨市	7.48	22.02	24,449	7,057	2.70	—	16,196	—	2.22	—	17,490	—
戸田市	8.07	—	34,830	—	2.64	—	17,056	—	2.08	—	18,862	—
入間市	6.81	—	39,662	—	3.22	—	13,099	—	2.41	—	16,420	—
朝霞市	9.15	31.38	10,406	11,972	3.26	—	11,983	—	2.84	—	11,431	—
志木市	8.43	18.01	21,185	7,774	3.30	—	12,060	—	2.56	—	14,193	—
和光市	9.50	—	22,848	9,601	3.36	—	11,149	—	2.73	—	11,607	—
新座市	9.34	—	26,986	—	2.59	—	16,776	—	2.38	—	16,172	—
桶川市	9.49	—	26,629	—	3.24	—	12,430	—	2.35	—	15,171	—
久喜市	7.78	—	35,359	—	2.90	—	14,925	—	2.67	—	13,693	—
北本市	8.64	—	29,999	—	3.65	—	10,501	—	2.74	—	12,945	—
八潮市	8.35	—	30,162	—	2.64	—	15,754	—	2.71	—	12,676	—
富士見市	8.87	—	27,722	—	3.38	—	10,970	—	2.68	—	13,952	—
ふじみ野市	8.92	—	24,231	—	2.89	—	14,601	—	2.49	—	15,155	—
三郷市	8.21	—	36,151	—	3.01	—	13,632	—	2.44	—	15,222	—
蓮田市	8.50	—	33,300	—	3.18	—	13,084	—	1.99	—	18,514	—
伊奈町	9.30	—	27,818	—	3.23	—	12,498	—	2.36	—	15,575	—
三芳町	7.97	—	34,383	—	3.24	—	11,127	—	2.39	—	14,817	—
坂戸市	8.57	—	28,282	—	3.54	—	9,947	—	2.22	—	15,351	—
毛呂山町	7.18	—	35,713	—	3.17	—	13,910	—	2.95	—	13,600	—
越生町	8.43	—	27,425	—	2.85	—	14,543	—	2.07	—	17,055	—
鶴ヶ島市	9.52	—	26,479	—	2.56	—	16,844	—	2.50	—	15,648	—
日高市	8.93	—	28,686	—	3.39	—	11,478	—	2.44	—	15,447	—
滑川町	7.86	—	32,808	—	2.59	—	15,993	—	2.25	—	15,668	—
嵐山町	8.45	—	32,882	—	2.72	—	15,135	—	1.68	—	11,575	—
小川町	7.65	—	34,815	—	2.59	—	15,783	—	2.09	—	16,420	—
ときがわ町	7.77	—	33,944	—	2.37	—	17,887	—	2.09	—	17,083	—
川島町	6.96	—	37,642	—	2.53	—	15,958	—	1.98	—	16,885	—
吉見町	10.20	—	23,393	—	3.31	—	12,133	—	2.87	—	11,839	—
鳩山町	7.04	—	34,829	—	2.18	—	18,107	—	1.76	—	18,189	—
横瀬町	7.11	23.75	16,301	19,686	3.05	—	13,171	—	2.73	—	12,698	—
皆野町	11.07	—	17,017	—	2.68	—	16,213	—	2.80	—	14,807	—
長瀬町	8.10	52.87	9,551	13,545	3.23	—	13,805	—	2.99	—	12,830	—
小鹿野町	7.45	43.92	13,320	16,103	3.42	—	11,894	—	2.38	—	15,297	—
東秩父村	5.89	—	37,003	—	2.51	—	15,587	—	1.99	—	16,046	—
美里町	8.11	11.68	26,080	7,604	3.23	—	13,652	—	2.62	—	14,838	—
神川町	6.54	15.05	25,867	8,221	3.19	—	13,092	—	2.59	—	15,988	—
上里町	7.50	—	31,576	7,850	3.13	—	13,652	—	2.61	—	14,680	—
寄居町	7.37	21.47	19,647	11,916	2.90	—	14,407	—	2.84	—	12,692	—
宮代町	7.79	—	41,297	—	2.83	—	15,405	—	2.37	—	15,888	—
白岡市	9.33	—	27,589	—	2.71	—	15,254	—	2.54	—	14,261	—
幸手市	9.19	—	33,004	—	2.83	—	15,427	—	2.58	—	15,080	—
杉戸町	7.57	—	32,437	—	3.35	—	11,553	—	3.10	—	11,580	—
松伏町	8.74	—	30,170	—	3.58	—	10,482	—	2.35	—	15,837	—
吉川市	7.11	—	37,332	—	3.02	—	13,040	—	2.27	—	15,539	—
さいたま市	7.97	—	32,686	—	3.20	—	12,585	—	2.85	—	12,486	—

写

国医第2636号
令和6年2月8日

各市町村長 様
(国民健康保険主管課)
埼玉県国民健康保険団体連合会理事長 様

埼玉県保健医療部国保医療課長 黒澤 努 (公印省略)

埼玉県国民健康保険運営方針(第3期)の一部差替えについて(通知)

本県の国民健康保険事業の推進につきましては、日頃より格別の御尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

標記方針における医療費の見通し(10ページ)及び財政の見通し(11ページ)は、埼玉県医療費適正化計画(第4期)に基づき作成しています。

このたび、各都道府県に配布された医療費適正化計画の作成に使用する推計ツールに誤りがあった旨、厚生労働省から連絡があり、本方針の推計値等を修正する必要が生じました。

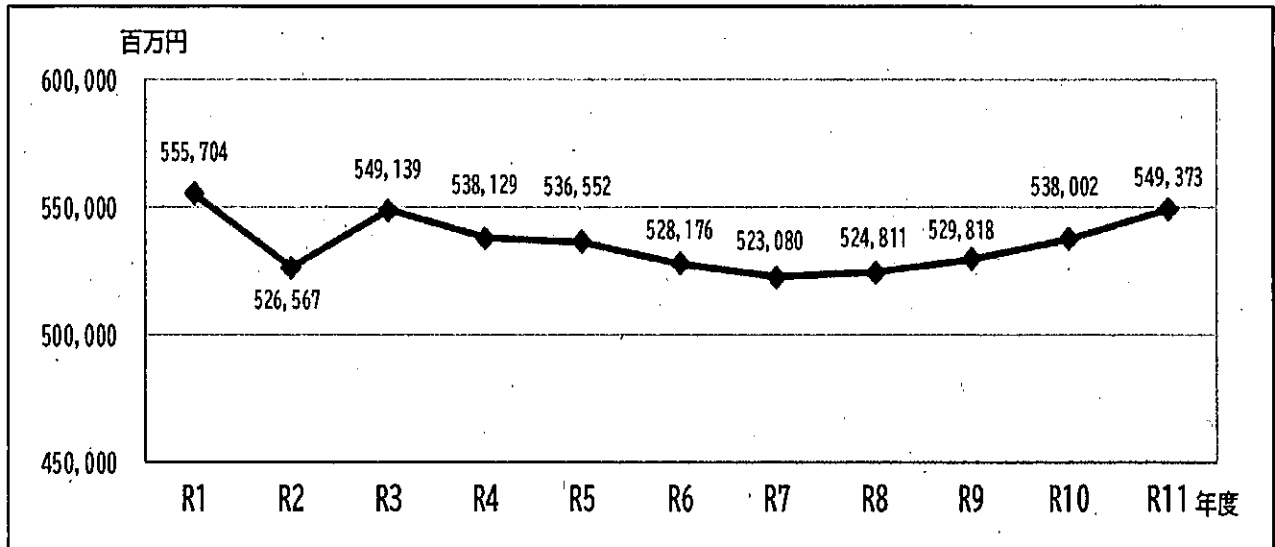
つきましては、別添のとおり、本方針の医療費の見通し(10ページ)及び財政の見通し(11ページ)を修正し、差し替えましたので通知します。

担当：国保医療課国保財政担当 権田
電話：048-830-3355
FAX：048-830-4785
E-mail：a3350-10@pref.saitama.lg.jp

② 医療費の見通し

○ 今後の見通し（医療費の推計）

- 医療費総額については、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えがあった令和2年度から増加に転じた令和3年度を除いて減少傾向にあり、令和7年度までは、被保険者数の減少に伴い同様の傾向が続くと見込まれます。
- 令和8年度からは、被保険者数減少の鈍化により、一人当たり医療費増加の影響が被保険者数減少の影響を上回るため、増加していくものと見込まれます。

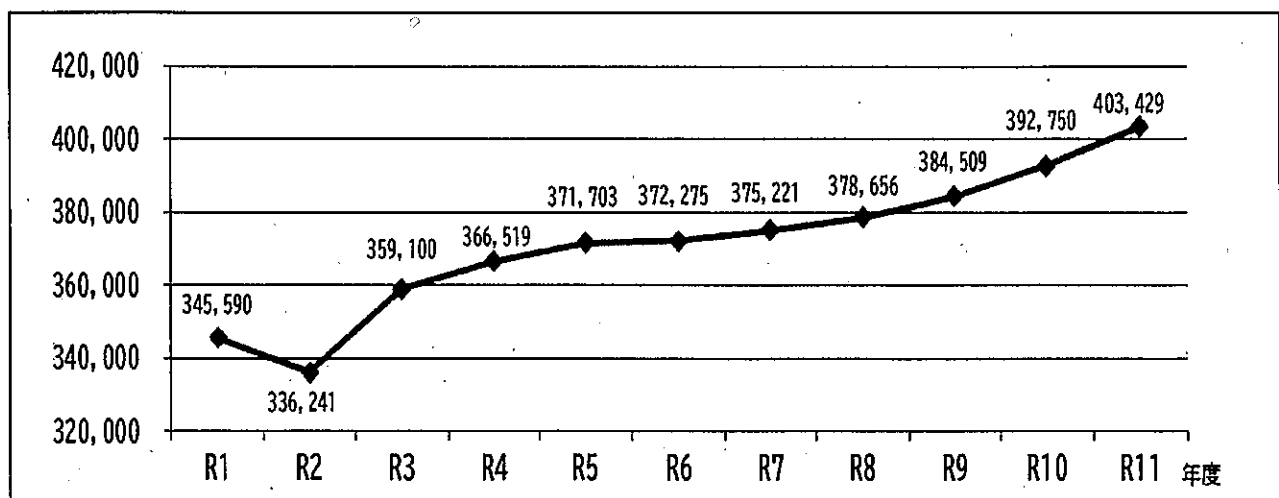


※ R3までは実績（厚生労働省「国民健康保険事業年報」）

※ R4以降は埼玉県医療費適正化計画（第4期）に基づく

○ 一人当たり医療費の推計

- 被保険者一人当たり医療費は、被保険者の高齢化や医療の高度化などに伴い、増加していくものと見込まれます。



※ R3までは実績（厚生労働省「国民健康保険事業年報」）

※ R4以降は埼玉県医療費適正化計画（第4期）に基づく

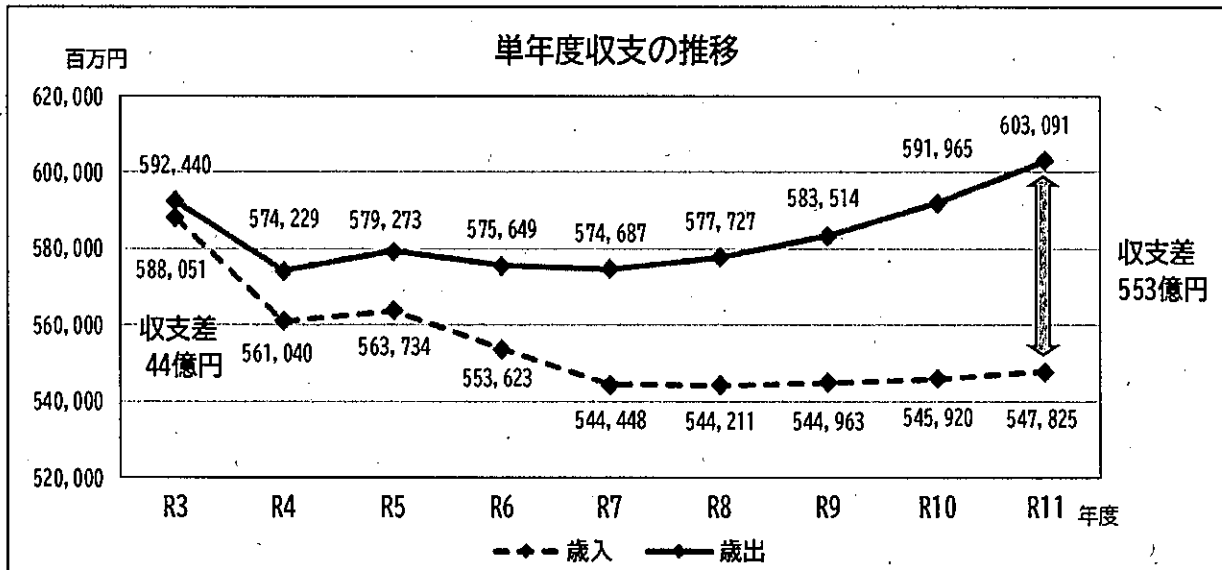
③ 財政の見通し

○ 前提条件【納付金に必要な項目を抜粋】

- ・歳入 保険税は、現行（令和3年度）の税率及び収納率が維持されることとしました。また、公費についても、令和3年度時点のものとした。
- ・歳出 市町村ごとに取組が異なるため保健事業費等を除いて推計を行いました。

○ 今後の見通し

- ・ 上記前提条件による単年度収支差をみると、令和3年度が約44億円の歳出超過であるのに対し、現状のままだと、令和11年度には歳出超過が約553億円に拡大し、財政収支が大きく悪化すると見込まれます。
- ・ 財政収支悪化の要因として、令和8年度以降増加に転じる保険給付費等の歳出に対して、公費の負担が定率となっていることや、被保険者数の減少に伴い歳入のうち前期高齢者交付金や保険税が減少することが挙げられます。



項目	R3(実績)	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
単年度収支差		▲ 4,389	▲ 13,189	▲ 15,539	▲ 22,026	▲ 30,239	▲ 33,516	▲ 38,551	▲ 46,045	▲ 55,266

【内訳】

歳入	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
保険税	145,104	139,316	136,971	134,625	132,280	131,514	130,747	129,981	129,215
国庫支出金	176,947	171,813	173,187	172,102	171,786	172,641	174,288	176,702	179,885
前期高齢者交付金	201,083	185,929	188,512	181,326	174,139	172,511	170,882	169,254	167,625
県支出金	39,030	37,886	38,159	37,872	37,770	37,959	38,337	38,897	39,640
保険基金安定繰入金(軽減分)	14,869	15,257	15,989	16,711	17,421	18,339	19,268	19,450	19,628
保険基金安定繰入金(支援分)	11,018	10,839	10,916	10,987	11,052	11,247	11,441	11,636	11,832
計	588,051	561,040	563,734	553,623	544,448	544,211	544,963	545,920	547,825
前年比		▲ 27,011	2,694	▲ 10,111	▲ 9,175	▲ 237	752	957	- 1,905

歳出	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
保険給付費	466,029	450,170	448,851	441,844	437,581	439,029	443,218	450,064	459,576
後期高齢者支援金	90,952	88,287	95,367	97,439	99,381	100,056	100,716	101,362	101,993
介護納付金	35,459	35,772	35,055	36,366	37,725	38,642	39,580	40,539	41,522
計	592,440	574,229	579,273	575,649	574,687	577,727	583,514	591,965	603,091
前年比		▲ 18,211	5,044	▲ 3,624	▲ 962	3,040	5,787	8,451	11,126

【参考】

項目	R3(実績)	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
被保険者数	1,527,493	1,468,214	1,443,496	1,418,778	1,394,060	1,385,985	1,377,909	1,369,834	1,361,759